地域を支える農業者等確保総合事業

（新規就農者サポート組織の活動支援）実施要領

**第１　趣旨**

　　ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業（地域を支える農業者等確保総合事業（新規就農者サポート組織の活動支援））の実施については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）及び福島県農政推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により適切に処理する。

**第２　事業の目的**

　　本県の農業就業人口は減少傾向である一方で、新規就農者については、県内外からの参入者や雇用就農などを中心に年々増加傾向にある。地域や経営の状況に応じた本県農業の成長産業化を支えていくためには、なお一層多様な担い手を確保していく必要がある。

　　このため、地域の実情に応じた担い手等の確保・育成を図るため主体となって取り組むサポート組織（新規就農者サポート組織）の活動を支援する。

**第３　事業の内容等**

　１　事業の内容、事業実施主体、補助率及び上限額については別表１のとおりとし、県は事業実施主体に対し、当該事業に要する経費を補助する。

　２　また、本事業における新規就農者サポート組織当たりの補助は、同一年度につき１回限りとする。

**第４　事業の実施期間**

　　令和４年度～令和８年度までの５年とする。

**第５　事業の実施の手続き**

　　事業の実施等の手続きについては、以下により処理する。

　１　本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画書（様式第１号）を作成するとともに、次に記載する書類を添えて所管の農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。

　　　間接補助事業の場合は、市町村を経由して所長に提出する。

(1)　事業実施主体の規約、事業計画書、直近の収支予算書及び決算書

(2)　新規就農者向け住居の借上げ費、農地の賃借費に関する支援の場合は支援事業実施規定、支援する新規就農者の青年等就農計画の写し

(3)　事業費内訳書（任意様式、予算科目ごとの経費の積算がわかるもの）

(4)　見積書等、事業費の算定の根拠となる資料

(5)　機械、備品購入の場合は、機械管理規定、リース事業計画書（参考様式）、並びに支援する新規就農者の青年等就農計画の写し

(6)　その他所長が必要と認める書類

２　所長は提出された計画書の内容が適当であると認めたときはこれを承認

し、事業実施主体に通知する。所長は事業計画の承認にあたり、あらかじ

め農林水産部長（以下、「部長」という。）と協議を行う。

　３　事業実施計画の承認を受けた事業実施主体は、要綱で定める所定の手続きを行う。

　４　交付要綱第５条に定める軽微な変更以外の変更の他、以下の事業の変更を行う場合は、１から２に準じて手続きを行う。

(1) 別表１の２のアからエの項を単位とする新たな取組または中止

　５　農林事務所の所管を超える地域で活動する事業実施主体（以下、「県域団体等」という。）については、この要領の所長を部長に読みかえ手続きを行う。

第６　補助

　　県は、予算の範囲内において、第５により承認した事業について、要綱の定めるところにより補助する。

第７　実績報告

　１　事業実施主体は、事業完了後速やかに事業実績報告書（様式第１号）を作成し、所長へ報告する。

　２　所長は事業実施主体から提出された実績報告を保管するとともに、その

写しを、報告を受けた翌年度の４月末までに部長あて提出する。

第８　その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和４年３月２３日から施行する。

　　附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

　　附　則

この要領は、令和５年４月２８日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| １　事業実施主体 | (1)　新規就農者サポート組織（市町村、ＪＡ等で構成される組織）※市町村、ＪＡは必ず構成員とすること  (2)　新規就農者サポート組織を構成する市町村、団体（ＪＡ、市町村公社、地域担い手協議会　等）  (3)　事業実施期間中に新規就農者サポート組織の設立が確実な市町村、団体（ＪＡ、市町村公社、地域担い手協議会　等） |
| ２　補助対象経費 | (1)　補助対象とする取組  ア　新規就農者サポート組織の設置・運営  　(ｱ)　新規就農者サポート組織の設立・運営に要する経費  イ　就農者受入条件の整備  (ｱ)　新規就農者向け住居の借上げ費、農地費の支援（賃借料）  　(ｲ)　新規就農者へのリース用の農機具等の導入  　　　 ※取得価格（農機具等導入経費の総額）が  　　　 　500千円未満（補助対象経費）  ウ　県内外でのＰＲ活動・就農相談会、交流会等の活動  　(ｱ)　県内外での就農フェア・就農相談会の開催または参加  に要する経費  　(ｲ)　産地見学・農業体験会の開催に要する経費  　(ｳ)　新規参入希望者と地域の生産者との交流会等の開催  　(ｴ)　セミナーや実務研修、スキルアップ研修の開催  エ　その他   1. 事業の目的、内容を達成するため所長が認めるもの   (2)　補助対象とする予算科目  旅費、印刷費、消耗品費、燃料費、修繕料、役務費、人件費、謝金、機械等購入費、使用料、賃借料、負担金、助成金、委託料、工事請負費ほか事業の目的・内容を達成するため所長が認めるもの。 |
| ３　補助率･上限額 | 補助率：１の(1)～(2) １／２以内  　　　　１の(3) 定額  補助上限額：  １の(1)～(2)上限５０万円以内  ただし、市町村を越えて広域的に活動している協議会、又は  研修生を３人／年以上受け入れている協議会については、７５万円以内。  １の(3) 上限１００万円以内 |